

平成30年度みやぎ教育の日推進大会の開催について

- 1 目的 「みやぎ教育の日」の趣旨を県民に広めることにより、教育に対する県民の意識を高め、明日を担う宮城の子どもたちを育む。
- 2 日時 平成30年11月1日（木） 午後1時30分から午後4時まで
- 3 会場 ホテル白萩 錦の間
- 4 主催 宮城県教育委員会 みやぎ教育の日推進協議会
- 5 内容
 - (1) 開会あいさつ（宮城県教育委員会、みやぎ教育の日推進協議会）
 - (2) 実践発表 富谷市立あけの平小学校 教諭 安藤 芳恵 氏
「本校の図書館運営と読書活動推進の取組について」
 - (3) アトラクション 仙台市立上杉山通小学校の児童
「合唱」
 - (4) 講演 演題 「学校で学ぶことの意義を考える」
～主体的な学びの育成を通して～
講師 鈴木 洋 氏（宮城教育大学特任教授）
 - (5) 閉会あいさつ（みやぎ教育の日推進協議会）

みやぎ教育の日

資料



みやぎ教育の日推進協議会

みやぎ教育の日を定める条例

(平成十七年三月 宮城県条例第九十号)

(趣旨)

第一条 教育に対する県民の意識を高め、家庭、地域社会及び学校が連携して本県教育の充実と発展を図るとともに、明日の宮城を担う子どもたちをばぐくむため、みやぎ教育の日を設ける。

(みやぎ教育の日)

第二条 みやぎ教育の日は、十一月一日とする。

(みやぎ教育月間)

第三条 みやぎ教育の日の趣旨にふさわしい取組を行う期間として、毎年十一月をみやぎ教育月間とする。

(県の取組)

第四条 県は、みやぎ教育の日の趣旨を広く普及するための取組を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の取組を行うに当たっては、市町村その他の団体との連携に努めるものとする。

3 県は、市町村その他の団体が行うみやぎ教育の日の趣旨にふさわしい取組について、広く県民に参加を呼びかけるなど、必要な協力を行うものとする。

(県民の取組)

第五条 県民は、みやぎ教育の日の趣旨にふさわしい取組を行うよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

◎ 「教育の日」の制定の趣意と意義

○ 提言した趣意書 （平成14年7月1日付の記録一部修正）

国家百年の計は教育に在ると言われています。今日、日本の教育の現状をおもひみるに、生涯学習社会の形成を目指し「生きる力」の育成を意図した教育の改革が進んでおります。しかし、大戦後半世紀余を経た現在、国際化や情報化の進展、環境問題の発生等、急激な社会変化が進み 広範囲に亘り憂慮すべき状況が統発するものと考えざるを得ません。

この重大な状況を根底から改善するには、国際社会の中で主体的に生きることの出来る日本人の育成を目指した教育の振興・充実が必要です。そのために諸条件の改善・整備・充実をはかり、並びに生涯学習の振興に努めることが大切であると考えます。また教育に携わる人々が、その使命・役割を自覚し、志気を高め、国民から厚い信頼と尊敬を得て、意欲を持って充実した教育に当たることが肝要と考えております。

ここに、広く国民の間に「教育尊重の気運を高め、国民挙って教育の振興を期する日」としての「教育の日」を制定することの意義を見出しました。

このことが、我が国の教育の一層の充実と正常化を招き、更なる文化国家日本の建設への道であり、世界の国々から、より信頼を得ることになると確信いたしております。

つきましては、本会の意図する「教育の日」制定の趣旨をご検討いただき、その実現にご参加、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○ 「教育の日」制定の意義

「教育の日」の制定推進が提唱されて以来9年が経過し、制定した都道府県や都市が増加の一途を辿っているが、全連退として「教育の日」制定の意義を再確認したい。

① 教育尊重の気運を高め、世論を喚起し、文化国家日本の建設に資する。 ② 国際社会で主体的に生きることのできる日本人の育成を目指した教育の振興につとめる。 ③ 教育関係者の志気を高め 使命・役割を自覚し、意欲を持って教育にあたることを推進する。

この意義から 『家庭・学校・地域社会が 挙って教育の大切さを考える日』を全国各地に制定する必要を提唱している。

改正教育基本法の第13条(学校、家庭及び地域住民等の相互連携協力)は新設された条文で、学校、家庭及び地域住民その他関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。とあり各自治体で「教育の日」の制定推進の必要性を強調しているように思われる。また、教育再生会議2次報告「社会総がかりで教育の基本にさかのぼって改革を推進する」にも地域の教育振興が必要であると述べている。なお、改正教育基本法は、第10条(家庭教育)の条文を新設し 家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するための必要な施策を講ずるようつとめなければならない。と述べている。条文上からも「教育の日」の意義を確認し推進することが期待されている。

「みやぎ教育の日」県条例制定までの経過

1 「みやぎ教育の日」設定への始動

① 平成13年度後半

「教育の日」の趣旨、推進組織、推進方法等について県退職校長会事務局で検討先進県の情報収集

② 平成14年7月

県退職校長会事務局内に「教育の日」設定準備委員会を設置（専従者4名）

③ 平成14年9月

県退職校長会臨時理事会を開催し、「みやぎ教育の日」推進事業を承認

④ 平成14年9月～15年2月

「みやぎ教育の日」設定運動の推進にあたり教育関係機関（県教委、仙台市教委、市町村教委教育長協議会）に支援を要請

関係団体（教育及び育成団体）を訪問し、「みやぎ教育の日」設定に賛同を得る活動

2 「みやぎ教育の日・ウィーク」設定発起人会の設立

① 平成15年2月

主要協賛団体（19団体）の事務担当者会議を開催し、発起人会の結成について検討

② 平成15年3月

主要協賛団体代表者会を開催し、「みやぎ教育の日・ウィーク」設定推進発起人会を結成、協賛団体の拡大策を協議

③ 平成15年3月～5月

発起人会の協賛依頼に応じた12団体を加え31団体に拡大

3 「みやぎ教育の日」制定推進協議会の発足と活動

① 平成15年6月2日（県退職校長会総会）

「みやぎ教育の日」県条例制定に向けての運動を進める協議、宣言文を採択

② 平成15年6月25日（県退職校長会支部事務長会）

具体的な活動計画を提示し、署名活動の展開について協議

③ 平成15年7月29日

「みやぎ教育の日」制定推進協議会を31団体で結成

役員選出（会長 太宰道夫）と負担金（1団体1万円）を決定

署名活動の目標数（3万名）と配送及び集約の方法を決定

- ④ 平成15年7月～10月
「みやぎ教育の日」制定に関する要望書への署名活動を展開（署名数41, 719名）
- ⑤ 平成15年12月18日
第2回「みやぎ教育の日」制定推進協議会を開催
署名活動の集約結果と負担金の納入状況を報告
宮城県議会への請願書の案文及び紹介議員について協議
- ⑥ 平成16年1月
県議会議長・副議長及び各会派の政調会長、文教警察常任委員長・副委員長を訪問し、2月議会で取り上げてくれるよう要請
- ⑦ 平成16年2月～3月
県議会議員への陳情、常任委員会への傍聴活動を展開

4 「みやぎ教育の日」制定に向けての活動

- ① 平成16年4月21日
6名の紹介議員の署名を得、41, 719名の署名簿を付して、県議会議長に請願書を提出
- ② 平成16年4月～6月（県退職校長会理事会、総会、支部事務長会）
条例制定に向けての陳情、傍聴活動の展開について協議
- ③ 平成16年7月
「みやぎ教育の日」条例制定の請願について、県議会（第301回定例会－6月議会）で採択した旨の通知
- ④ 平成16年9月
県議会文教警察常任委員会で「みやぎ教育の日」に関する条例骨子案を協議した旨連絡
- ⑤ 平成16年12月2日
第3回「みやぎ教育の日」制定推進協議会を開催し、条例制定に向けての状況報告、制定後の推進組織、事業、負担金等について協議
- ⑥ 平成17年3月
2月議会に上程されることになり、3月16日文教警察常任委員会、3月18日本会議で議決、3月25日条例第90号「みやぎ教育の日を定める条例」が公布
施行は平成17年4月1日から

組織の総力を結集、「みやぎ教育の日」条例制定に向けて

「みやぎ教育の日」制定推進協議会

◆ 会員の皆様へ

会員の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、わが国の教育改革は、着々と進んでおりますが、急激な社会の変化に伴う社会及び教育上の諸問題が多発しており憂慮すべき状況にあります。

この現実を直視するとき、私達は広く県民の間に教育尊重の気運を高め、教育振興を期する日として「みやぎ教育の日」の制定運動が必要と考え趣旨の啓発に努めてきたところです。

この度、趣旨に賛同する教育及び青少年育成の関係団体で「みやぎ教育の日」制定推進協議会を結成し、運動を広く、確かなものとしていくために宮城県条例を制定するよう要望したいと考え、活動の一環として署名活動を展開することになりました。

つきましては、なにとぞご理解賜り、会員の皆様はもとより多くの方々のご協力をお願い申し上げます。

◎ 要望書は五名連記ですので、空欄のないようお願いいたします。

◎ 左の線にそって切り取り、各所属団体の事務局へ、そのうえ、十月十日まで制定推進協議会事務局へご提出ください。

「みやぎ教育の日」制定推進協議会構成団体 (順不同)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 宮城教育振興会 | 青少年のための宮城県民会議 |
| 宮城県青少年赤十字指導者協議会 | 宮城県地域婦人団体連絡協議会 |
| 宮城県青年団連絡協議会 | 宮城県子ども会育成連合会 |
| 宮城県手をつなぐ育成会 | 宮城県私立中学高等学校連合会 |
| 宮城県私立幼稚園連合会 | 仙台市私立幼稚園連合会 |
| 宮城県PTA連合会 | 仙台市PTA連合会 |
| 宮城県高等学校PTA連合会 | 宮城県私立幼稚園PTA連合会 |
| 宮城県私立小中高等学校父母連合会 | 仙台市私立幼稚園PTA連合会 |
| 宮城県特殊教育諸学校PTA連合会 | 宮城県園公立幼稚園長会 |
| 宮城県小学校長会 | 宮城県中学校長会 |
| 宮城県高等学校長協会 | 宮城県特殊学校長会 |
| 宮城県退職高等学校長会 | 宮城県公立小・中学校女性校長会 |
| 宮城県公立小・中学校退職女性校長・教頭会 | |
| 宮城県中学校体育連盟 | 宮城県連合小学校教育研究会 |
| 宮城県連合中学校教育研究会 | 宮城県小中学校教頭会 |
| 宮城県公立小中学校事務職員研究会 | 宮城県退職校長会 |

提出先 ☎九八〇-10003
 仙台市青葉区花京院一-四-八-1205
 宮城教育振興会内
 宮城県退職校長会宛
 〒980-1121-1703

「みやぎ教育の日」制定に関する要望

教育改革は、着々と進んでおりますが、急激な社会の変化に伴う社会及び教育上の諸問題が多発しており、憂慮しているところです。この重大な状況を根底から改善するためには、県民ひとりひとりが一年に一日でも、仲間や地域社会の人々とお互いに教育の在り方を考え合うことを通して自覚を深め、教育尊重の気運を高めることが極めて大切であります。

県民の間に「教育尊重の気運を高め、県民こそつて宮城の教育の振興を期する日」として「みやぎ教育の日」に関する県条例を制定してくださるよう署名をもって、特段のご配慮を要望いたします。

「みやぎ教育の日」制定推進協議会

住 所	氏 名

大会宣言

日本は、戦後半世紀を経てめざましい経済発展を遂げ、豊かな暮らしが実現するとともに、教育についても、さまざまな形で水準の向上が図られてきました。今日、社会の教育に対する関心はひとときわ高まり、学校の指導力、家庭の教育力が話題に上らない日はありません。

わたくしたちの将来を託する子どもたちが、安心と潤いのある環境で学ぶには、教育に携わる人々がその使命を自覚することはもちろんのこと、県民一人ひとりが教育の重要性を再認識し、家庭、学校、地域が連携して教育尊重の気運を一層高めることが大切です。

わたくしたちは、「みやぎ教育の日を定める条例」が制定されたことを機会に、次代を担うみやぎの子どもたちの健やかな育成を目指して、次の活動を推進することを誓います。

- ・ あらゆる機会に条例の趣旨の普及・啓発に努めます。
- ・ 宮城県の学校教育目標である「主体的に考え生きる人づくり」「人々と支え合い生きる人づくり」「地球社会を生きる人づくり」の実現に協力します。
- ・ 学びと潤いに満ちた地域社会の実現に努めます。
- ・ 市町村及び各団体と連携を図り、教育尊重の気運が県全体に普及するよう努めます。

以上宣言します。

平成17年11月1日

みやぎ教育の日制定記念式典